

熊本市上下水道局広報業務契約候補者選定委員会設置要綱

制定 令和4年12月2日 熊本市上下水道事業管理者決裁

(目的)

第1条 熊本市上下水道局が発注する熊本市上下水道局広報業務（以下「本業務」という。）の業務契約候補者の選定に関し、公募型プロポーザル方式を実施し、その審査を公正かつ公平に行うため、熊本市上下水道局広報業務契約候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 審査基準及び審査方法の決定に関する事項
- (2) 審査基準に基づく契約候補者の選定
- (3) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 上下水道局総務部長
 - (2) 上下水道局総務部料金課長
 - (3) 上下水道局総務部経営企画課副課長
 - (4) 上下水道局計画整備部水道整備課職員
 - (5) 上下水道局総務部総務課職員
 - (6) 政策局総合政策部広報課職員
- 2 委員会に委員長をおき、上下水道局総務部長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該業務委託の契約締結日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 前項の規定にかかわらず、業務契約候補者の選定については、別に定める実施要領の定めるところにより決する。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 委員長は、緊急を要するため会議を招集するいとまがないとき又はやむを得ない理由で会議を開くことができない場合は、議事を回議することによって会議に代えることができる。
- 7 会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第6条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、上下水道局総務部経営企画課において行うものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則（令和4年12月2日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、当該業務委託の契約締結日をもって廃止する。